

3月臨時教育委員会（第2回）会議録

- 1 開催日 平成30年3月27日（火）
- 2 開催場所 新館9階 191会議室
- 3 出席した委員 田淵教育長、吉田委員、森委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、大西教育指導部長、
井部教育指導部調整担当部長、
平田教育総務部次長、
小西教育総務部中学校給食準備担当参事、
野村教育指導部スポーツ振興担当参事、
石川教育指導部学校教育担当参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
山本学校教育課長、長瀬青少年育成課長、
山野教育総務課副課長
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の要旨
 - 開 会 午後4時00分
 - 会議録署名委員指名のこと
吉田委員に決定
 - 3月定例教育委員会の会議録報告承認のこと
(事務局より会議録朗読報告)
承認
 - 会議公開の可否決定のこと
協議事項9「行政不服審査法に基づく審査請求について」は非公開とし、他は公開することに決定

(協議事項)

1 加古川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

教 育 長 : 今回の提案に至った経緯を改めて説明願いたい。

事 務 局 : 規則の公布や規程の公表については既に手続が明確に規定されているが、それ以外の文書で公示を要するものについては根拠が不明瞭な状況であるため、適切に規定されている市長部局に準じて整理を行おうとするものである。

教 育 長 : 特に外部から指摘があったわけではなく、事務局において自発的に改正をしようとしているという認識でよいか。

事 務 局 : そのとおりである。

2 加古川市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

教 育 長 : 改正の一つのポイントとして、青少年育成課の所掌事務に「いじめ対策」を追加し、担当部署をより明確化しようとする事が挙げられる。

委 員 : 「県費負担教職員の服務に関する手続を全体的に見直す」とあるが、県の規程が改正されたことに準じて見直すわけではなく、市教委として独自に見直しを行おうとしているものと認識すればよいか。

事 務 局 : 県費負担教職員の服務監督者は市教委であるため、服務に関する内容は市の規程で定めている状況である。

3 加古川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：心身の故障に起因する休職処分の決定を教育長への委任事項として改めて明記するということであるが、個別の特殊性を踏まえて教育委員会で議論すべき案件が生じるようなことはないか。

事務局：医師の診断書に基づく限られた期間においてのみ処分を行うこととなるため、そのような案件は考えにくいと認識している。

委員：対象となる処分は年間20件程度であるということであるが、事務局としてはその件数をどのように捉えているのか。

事務局：20件程度のうち、同一の職員が対象となるものも見受けられるが、件数として少なくはないという認識である。

委員：休職処分の対象となった職員に対して、事務局としてはどのようなフォローを実施しているのか。

事務局：一定の期間を上回る休職から復帰する場合には、職場復帰が可能な状況かどうかの見極めも含め、所属において必ず面談を実施しているところである。

委員：休職期間中の行動を確認するようなことはあるのか。

事務局：休職中の職員から休職期間中の行動に関して相談を受けることはある。本来の勤務時間に該当する時間帯については自宅療養を促しているところであるが、それ以外の時間帯については、原因となる病気の性質等を考慮して症状の改善に必要だと考える行動であれば、社会通念上の一般常識の範囲内で許容している状況である。

4 加古川市立学校における教育長の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を定めることについて

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：協議書の「改正の背景」の表現についてであるが、実状に適合させるために規程を改正しようとしているとも読み取れてしまう。

委員：「教育長が幼稚園現場の状況を逐一把握した上で預かり保育の諾否を行うということは現実的には難しく、現場の責任者である園長が直接判断する方がより適切な事務手続につながる」という本来の背景をしっかりと明記しておくべきだと考える。

教育長：今の発言を踏まえ、協議書の表現は修正したい。なお、修正の文言については教育長に一任願いたい。

各委員：了解した。

委員：現場の先生方の負担を少しでも軽減するため、煩雑な手続を簡素化することを従前から事務局に対して依頼してきたところである。学校と教育委員会との更なる信頼関係を構築し、適切な権限委譲の範囲を見極めた上で、今後も積極的に事務の効率化を進めてもらいたいと考える。

事務局：今回の改正を提案するに当たり、近隣市町の状況も調査し、それらの内容を参考にしてこのたびの改正案を作成したところであるが、大幅な権限移譲が実現できるものと認識している。

委員：近隣市町の状況を参考にすることも重要であるが、個人的には近隣市町に先駆けた取組や制度を実現してもらいたいという思いを持っている。

5 加古川市少年善行賞表彰規程の一部を改正する規程の制定について
(教育指導部学校教育担当参事から説明)

原案可決

委 員 : 被表彰者の資格を改めた理由を教えてください。

事 務 局 : 校種を表す正確な表現にすることが一つの理由である。また、市内に居住して他市の特別支援学校に通う児童生徒も善行賞の対象にするという理由もある。

委 員 : 対象を拡大したということであれば、拡大した部分で受賞する児童生徒が増えるよう、働きかけをしてもらいたいと考える。

6 加古川市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について
(教育指導部学校教育担当参事から説明)

原案可決

7 加古川市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

8 加古川市交通安全指導員の設置及び運営規程の一部を改正する規程の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

教 育 長 : 研修会に参加することを職務として明文化するということであるが、研修会に参加しない交通安全指導員が見受けられることへの対応だと理解すればよいか。

事 務 局 : 加えて、研修会への参加が報酬の対象となることの根拠を明確化しようとするねらいもある。

委 員 : 研修会への参加が義務化されるという認識でよいか。

事 務 局 : 基本的にはその認識であるが、体調不良等によりやむを得ず欠席する場合もある。

教 育 長 : 交通安全指導員のあり方については、様々な場で議論されてきたところであるが、現在の状況を改めて説明願いたい。

事 務 局 : 平成 26 年度の公開事業評価において「不要・凍結」の判定を受けたことを踏まえ、ボランティアの活用など様々な代替案を検討したところであるが、最終的には交通安全指導員に代わる担い手を確保することが困難であるとの理由により、当分の間は現行の制度を維持することとし、現在も継続して配置しているところである。

9 行政不服審査法に基づく審査請求について
(議事非公開とする。)

○ 閉 会 午後 5 時 30 分